

人員に関する基準

1 管理者

事例

- ✓ 介護職員を兼務する管理者について、勤務表上で管理者として配置されている日が週2日であり、管理者がすべき業務に照らし少ない状態である。
- ✓ 管理者が、月の大半を介護職員として夜勤業務に従事している。

指導・ポイント

- 指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する必要があり、当該事業所の管理業務に支障がない場合に限り、例外的に当該事業所の従業者と兼務することができるものである。管理業務を適切に行えるような勤務時間の配分を行うとともに、勤務表においてその旨を確認できるよう適切に管理すること。

基準

【居宅基準省令第122条】

第122条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

運営に関する基準

1 短期入所生活介護計画の作成

事例

- ✓ 定期的に相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画が作成されていない。
- ✓ 当該計画の期間が終了しているが、新たな計画が作成されていない。

指導・ポイント

- 概ね4日以上連続して利用する場合には、短期入所生活介護計画を作成すること。
- 短期入所生活介護計画を作成した際は、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得ること。
- 当該計画の期間が終了した際は、新たな計画を作成すること。

基準

【居宅基準省令第128条第2項】

- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、〔中略〕行われなければならない。

【居宅基準省令第129条】

第129条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前及び終了後において当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の八の3(4)①】

- ① 居宅基準第128条第2項で定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指す〔後略〕

2 機能訓練

事例

- ✓ 看護職員が機能訓練指導員を兼務しているが、日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練しか実施していなかった。

指導・ポイント

- 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うこと。また、そのために必要な機能訓練体制を構築すること。

基準

【居宅基準省令第132条】
 第132条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の八の3(8)】
 機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。
 なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。

3 勤務体制の確保等

事例

- ✓ 短期入所生活介護従業者として配置すべき医師について、勤務表が作成されていない。また、勤務状況の管理もなされておらず、勤務実績が確認できない。
- ✓ 生活相談員と介護職員を兼務する者の勤務日ごとの職種別（兼務）勤務時間が、勤務表上、明確になっていない。
- ✓ 看護職員及び介護職員以外の職員について、勤務表が作成されていない。

指導・ポイント

- 原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。また、勤務実績についても、適切に管理すること。

基準

【居宅基準省令第140条で準用する第101条第1項】
 第101条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の六の3(5)①】
 ① 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

4 勤務体制の確保等（ユニットケア体制）

事例

- ✓ 勤務表上で午前中に介護職員が不在となっている日が複数日ある。実際には、隣接ユニットの介護職員が対応しているとのことであるが、勤務体制として不明瞭な状態である。
- ✓ ユニットリーダーの勤務時間が、常勤職員が勤務すべき時間数を大幅に下回っている。

指導・ポイント

- 昼間においては、ユニットごとに介護職員又は看護職員を常時1名配置すること。また、勤務表に配置状況を適正に記載し、担当職員の役割を明確にすること。
- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置し、利用者の処遇に支障がない体制を整えること。なお、当該基準を満たさない場合は、減算の対象となることに留意すること。

基準

【居宅基準省令第140条11の2第2項第1号、第3号】

- 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

【施設基準第11号ロ】

- ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

5 勤務体制の確保等（ユニットリーダー研修受講者の配置）

事例

- ✓ 併設する地域密着型介護老人福祉施設と合わせて、ユニットリーダー研修を受講した職員が1名しか配置されていない。

指導・ポイント

- ユニット型短期入所生活介護事業所及び併設するユニット型施設を一体のもののみならず、ユニットリーダー研修受講者を2名以上配置すること。
- なお、本来は、ユニットリーダー研修受講者をユニットリーダーとして配置する必要があるが、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修を得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を研修受講者の数に含めても差し支えない。

基準

【居宅基準省令解釈通知 第3の八の3(10)①】

- ① ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に2名以上配置する〔中略〕。また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修を得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

〔中略〕ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び併設するユニット型の指定介護老人福祉施設等（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。）を一体のもののみならず、合計2名以上の研修受講者を配置されていればよいこととする〔後略〕。

6

定員の遵守

事例

- ✓ 日中において、利用定員を超過している日がある。

指導・ポイント

- 日中についても利用定員を超過しないようにすること。

基準

【居宅基準省令第138条】

第138条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所（いわゆる「空床利用型」）にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
 - 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置づけられていない指定短期入所生活介護を提供する場合にあつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、全項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

【居宅基準省令解釈通知 第3の八の3(15)】

〔前略〕〔第2項の場合〕、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うこととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められているものであり、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行うものとする。

なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められるものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。

介護報酬

1 看護体制加算（I）

事例

- ✓ 当加算の算定要件として配置した常勤の看護師が、本体施設である介護老人福祉施設で主に勤務している。
- ✓ 当加算の算定要件である常勤の看護師1名以上の配置がされないまま請求を行っている。

指導・ポイント

- 指定短期入所生活介護事業所で当該加算を算定する場合、算定要件である常勤看護師は、当該事業所を主として勤務するよう配置すること。なお、指定短期入所生活介護事業所における業務に支障のない範囲で本体施設における業務に従事することは妨げないことに留意すること。

基準

【施設基準告示第12号イ(1)】

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置していること。

【施設報酬告示留意事項通知 第2の2(10)①イ】

- a 看護体制加算（I）については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所として別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能である。

【平成21年3月23日介護保険最新情報 vol. 69「平成21年4月改定関係Q & A (vol. 1)」】

〔問79 答〕（前略）ショートステイを担当する常勤看護師が、ショートステイにおける業務に支障のない範囲で本体施設における業務に従事することは妨げるものではない。

〔問80 答〕本体施設と併設のショートステイのどちらで看護体制加算（I）を算定するかは事業所の選択として構わないが、算定することとした方の事業所を主として勤務を行うべきである。

2 療養食加算

事例

- ✓ 食事箋に基づいた療養食の提供や献立表の作成が実施できていない。

指導・ポイント

- 食事箋に基づいた適切な栄養量及び内容の食事を提供すること。なお、事業所の体制として、加算が算定できない場合には、速やかにその旨を届け出ること。

基準

【居宅報酬告示 別表8ハの注ロ】

- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

【施設報酬告示留意事項通知 第2の2(16)①】

- ① 療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者等告示に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合には、療養食の献立表が作成されている必要があること。